

# 再チャレンジ支援の現状と課題

---

2016年6月

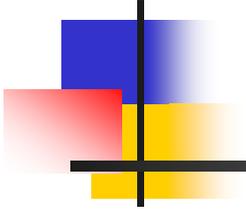
日本銀行 金融機構局

金融高度化センター



*Bank of Japan*





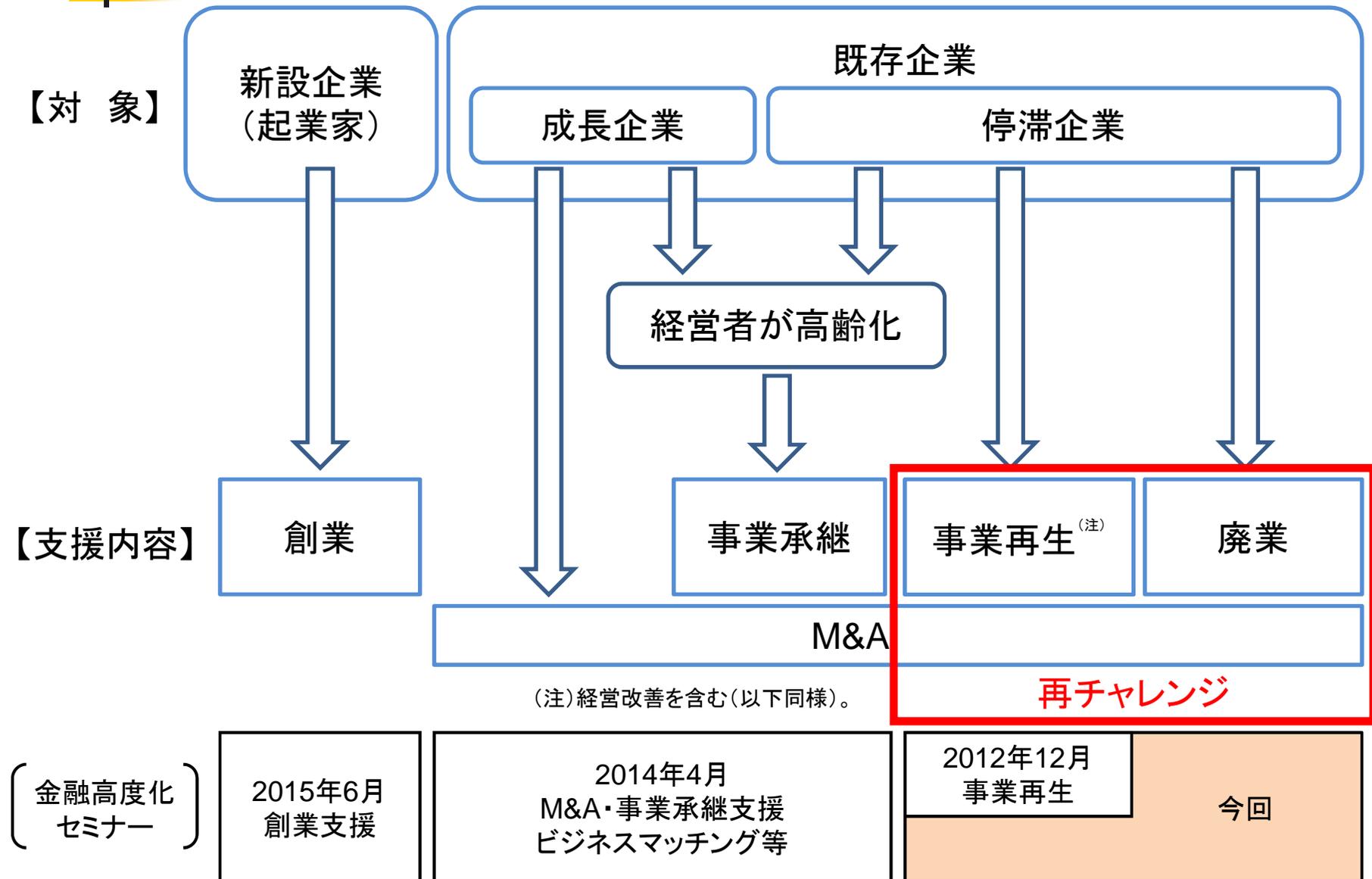
# 目次

---

1. 再チャレンジ支援を巡る環境
2. 事業再生支援への対応
3. 廃業支援の状況
4. 経営者保証ガイドライン
5. パネルディスカッションの論点

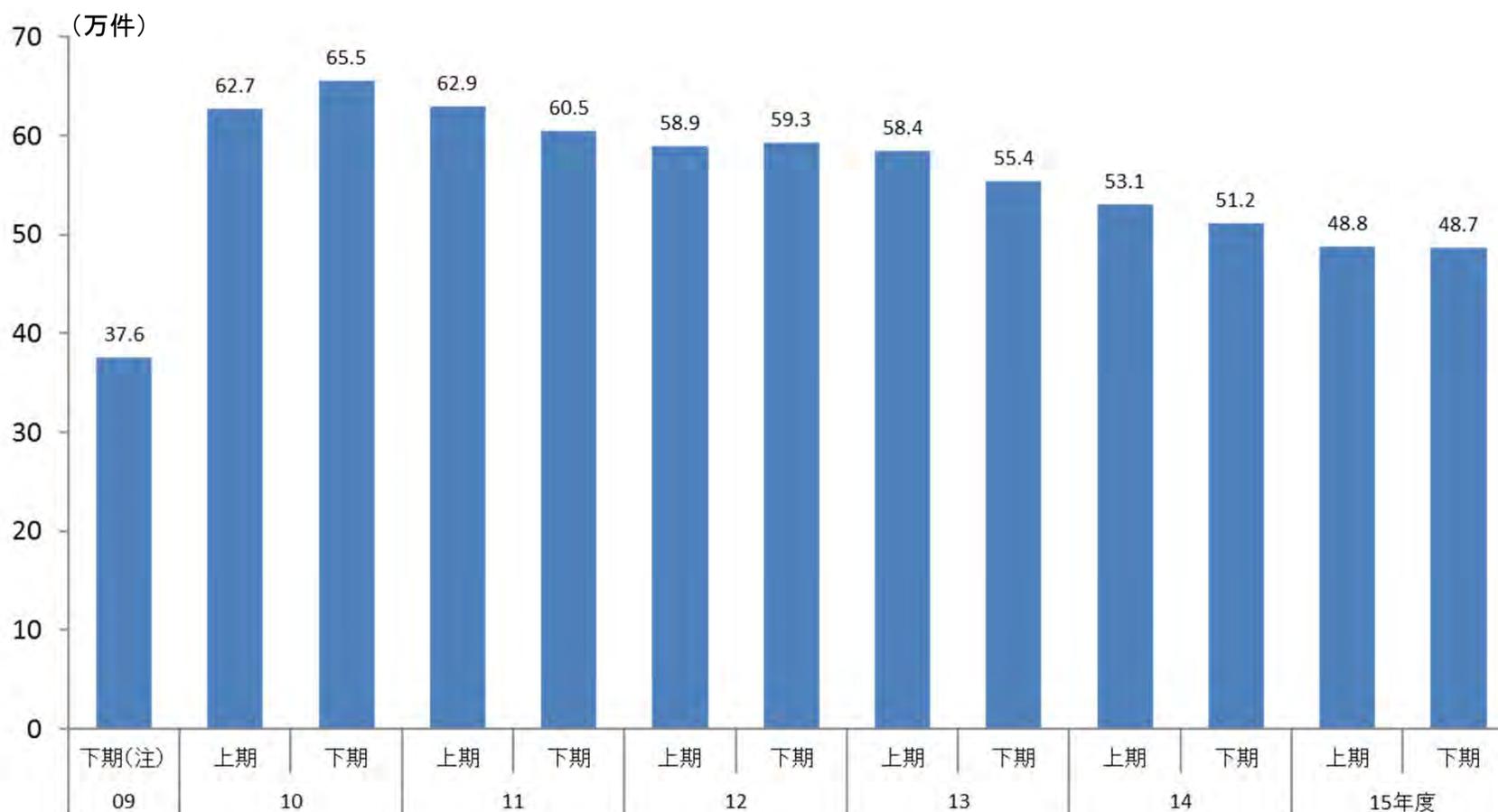
# 1. 再チャレンジ支援を巡る環境

## (1) 金融機関による中小企業の事業存続に関する支援



## (2) 条件変更件数の推移

- ・条件変更件数は徐々に減少してきているが、引き続き高水準。



(注)09年度下期は09年12月～10年3月の件数。

(出所)金融庁「金融機関における貸付条件の変更等の状況について」(平成28年1月14日)

### (3) 条件変更対象企業の状況

円滑化法を利用する中小企業・小規模事業者 30万～40万社

特に事業再生等が必要な事業者 5万～6万社

地域経済活性化  
支援機構(REVIC)  
による支援

〔売上20億円  
程度以上が中心〕

再生支援協議会  
による支援

年間数千社を支援。機能強化の  
ため、補正予算に41億円計上。

〔売上3億円超～20億円  
程度が中心〕

認定支援機関による  
経営改善計画策定  
支援

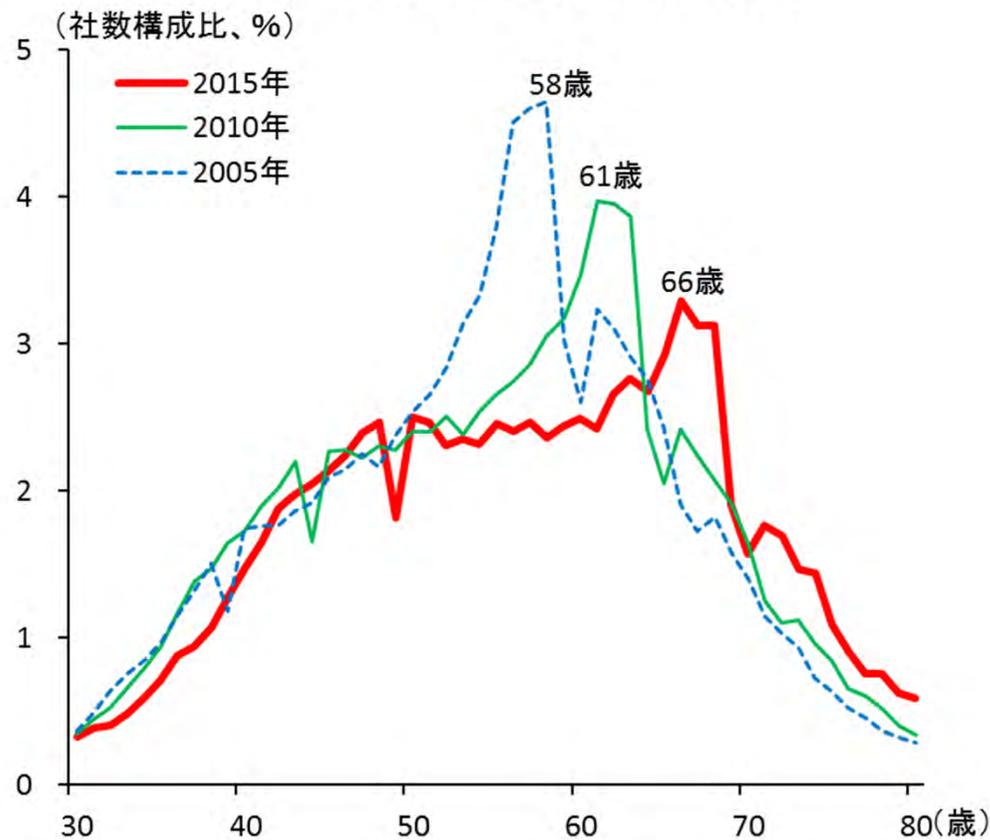
2万社を対象に総額300万円  
までの費用の2/3を補助。  
補正予算に405億円を計上。

(出所) 中小企業庁「中小企業・小規模事業者経営改善支援について(平成25年3月)」より抜粋

## (4) 経営者の高齢化

・経営者の高齢化が進む中、後継者確保が喫緊の課題。

経営者の年齢別・社数構成比



(注)CRD協会に加盟している信用保証協会・金融機関の保証・融資先中小企業。

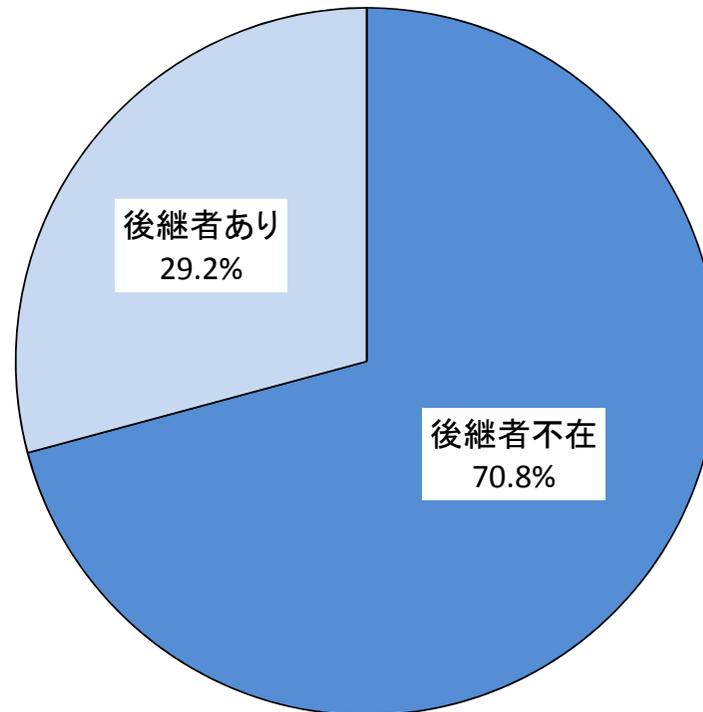
グラフに掲載している数値は、最頻値の年齢。

(出所)CRD協会のデータを基に作成

## (4) 経営者の高齢化(続き)

- ・後継者不在の企業が7割に上る。

年商10億円未満の中小・零細企業の割合

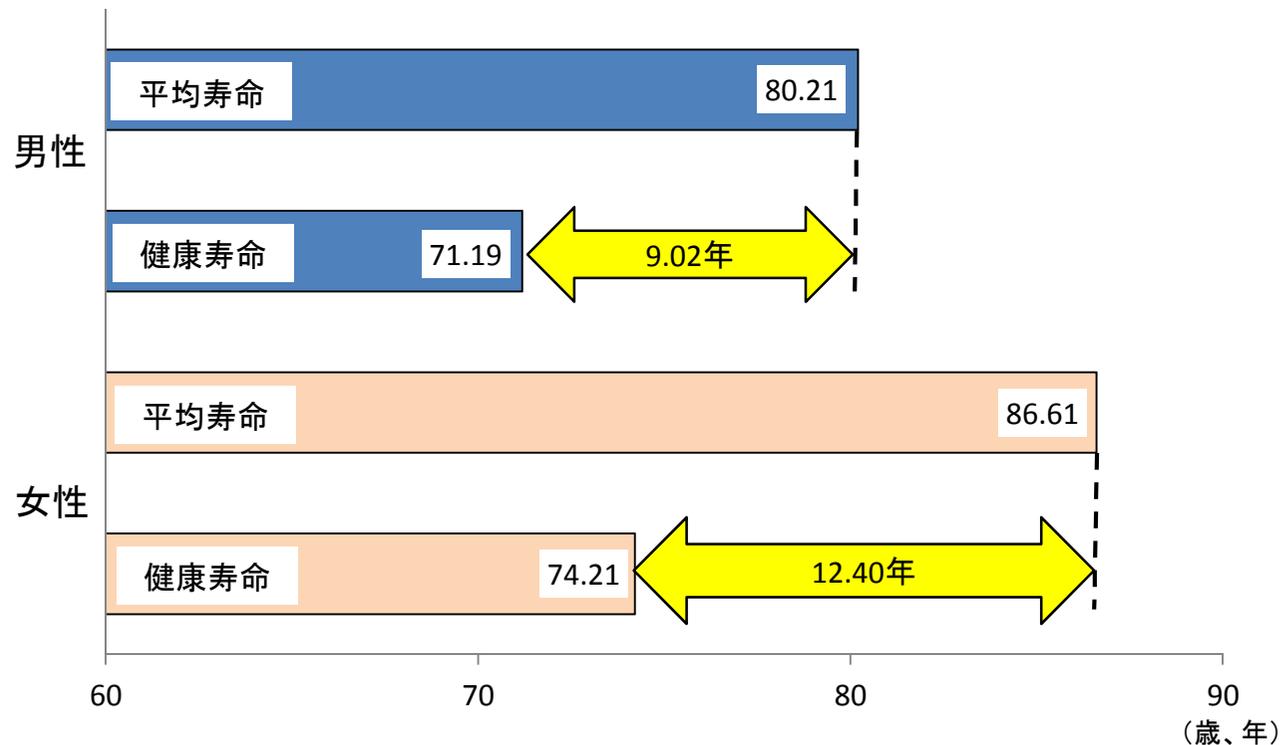


(出所)帝国データバンク「2016年後継者問題に関する企業の実態調査」

## (4) 経営者の高齢化(続き)

・健康寿命<sup>(注)</sup>を考えると、残された時間は少ない！

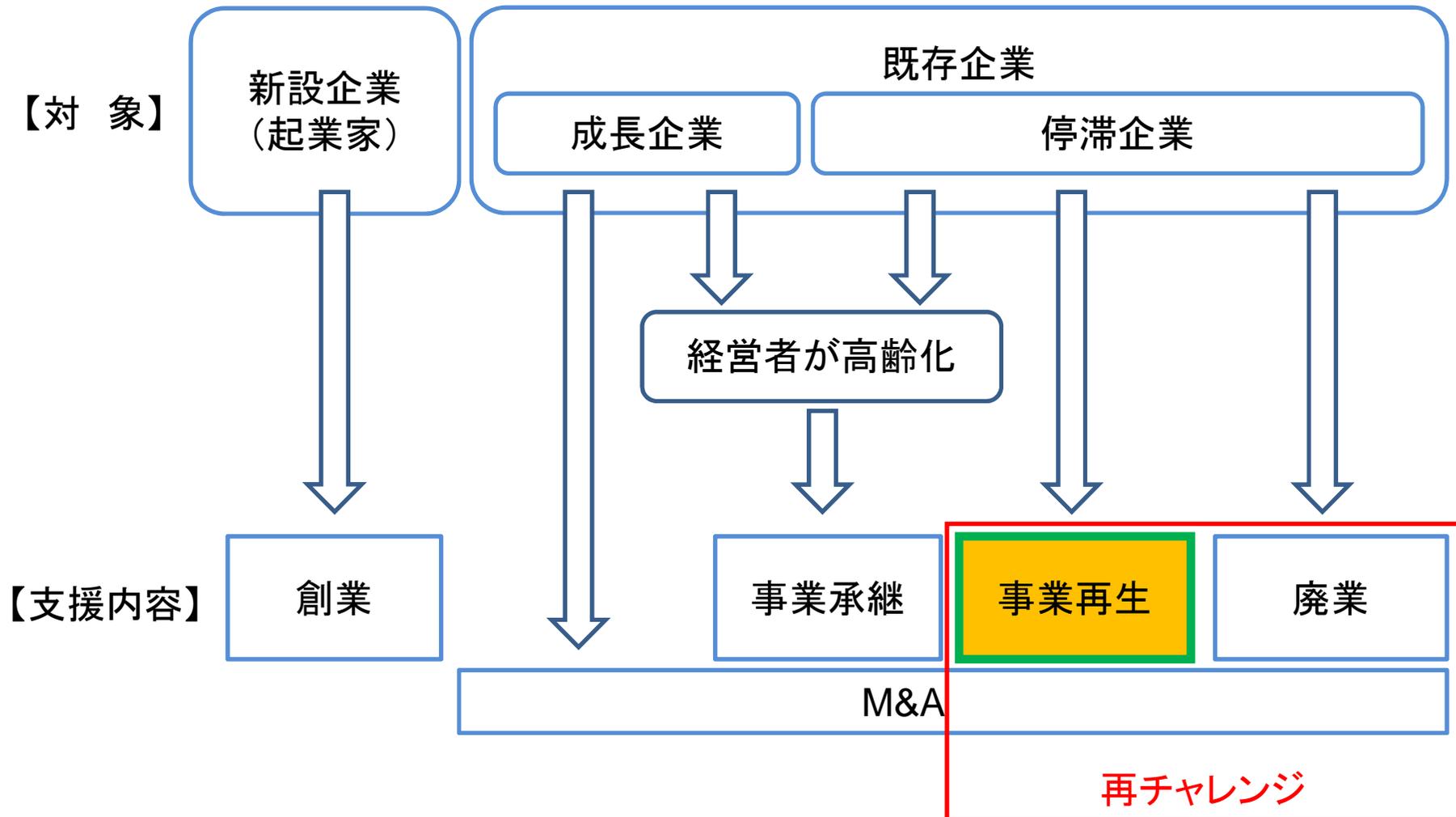
平均寿命と健康寿命の差(2013年)

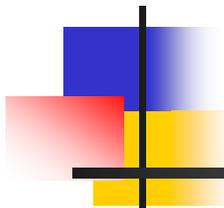


(注) 人の寿命において「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」。

(出所) 厚生労働省「厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料」(平成26年10月)より作成

## 2. 事業再生支援への対応





## (1) 中小企業再生に関する制度面での動き

---

2003年 2月 再生支援協議会の設置開始

2009年10月 企業再生支援機構(ETIC)設立

2009年12月 中小企業金融円滑化法(以下、円滑化法)施行

2012年 4月 円滑化法終了を踏まえた政策パッケージ策定(暫定リスケ導入)

2013年 3月 円滑化法終了

2013年 3月 ETICが地域経済活性化支援機構(REVIC)に改組

2013年 3月 全国の再生支援協議会の内部に、認定支援機関に対して補助金を拠出する機関である経営改善支援センターを設置

## (2) 条件変更対象企業の状況<再掲>

円滑化法を利用する中小企業・小規模事業者 30万~40万社

特に事業再生等が必要な事業者 5万~6万社

地域経済活性化  
支援機構(REVIC)  
による支援

〔 売上20億円  
程度以上が中心 〕

再生支援協議会  
による支援

年間数千社を支援。機能強化の  
ため、補正予算に41億円計上。

〔 売上3億円超~20億円  
程度が中心 〕

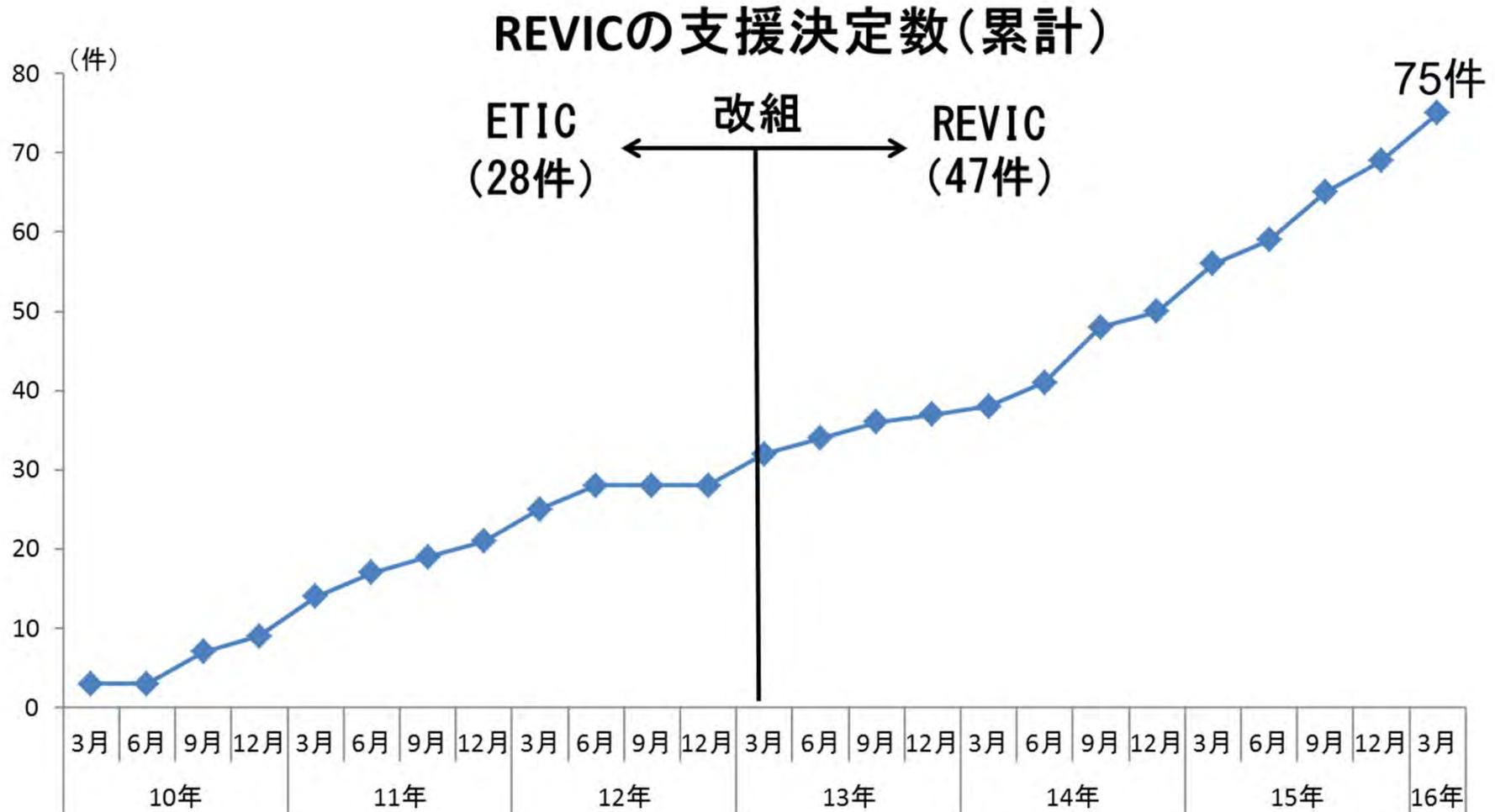
認定支援機関による  
経営改善計画策定  
支援

2万社を対象に総額300万円  
までの費用の2/3を補助。  
補正予算に405億円を計上。

(出所) 中小企業庁「中小企業・小規模事業者経営改善支援について(平成25年3月)」より抜粋

### (3) REVICの支援状況

- REVICの再生支援件数は75件(2016年3月末時点)となっている。

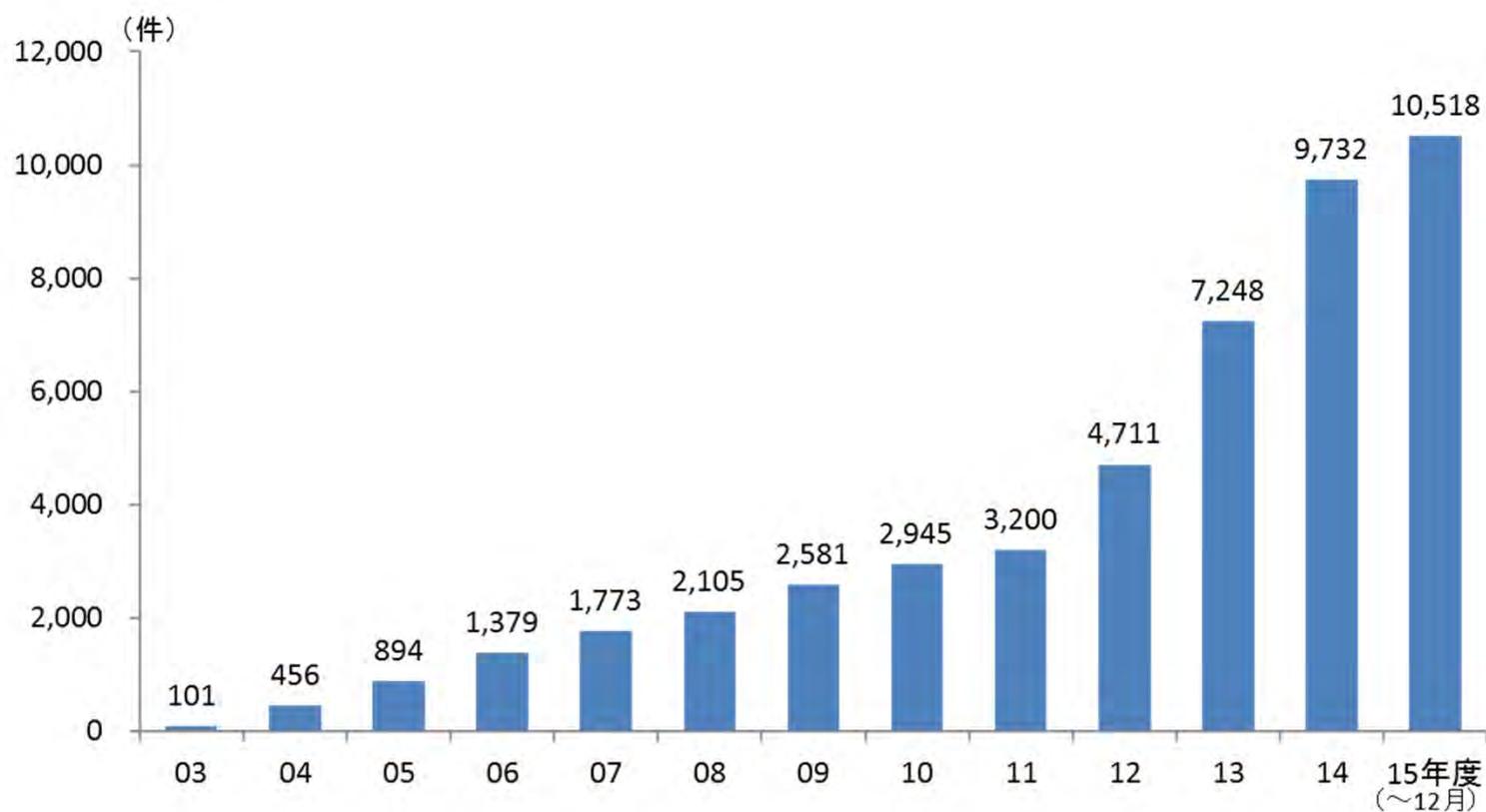


(出所)REVIC「業務実施状況報告」、「再生支援案件事例集」を基に作成

## (4)再生支援協議会の支援状況

- ・再生支援協議会の支援実績は累計1万件を超える。

再生支援協議会支援実績(計画成立件数、累計)

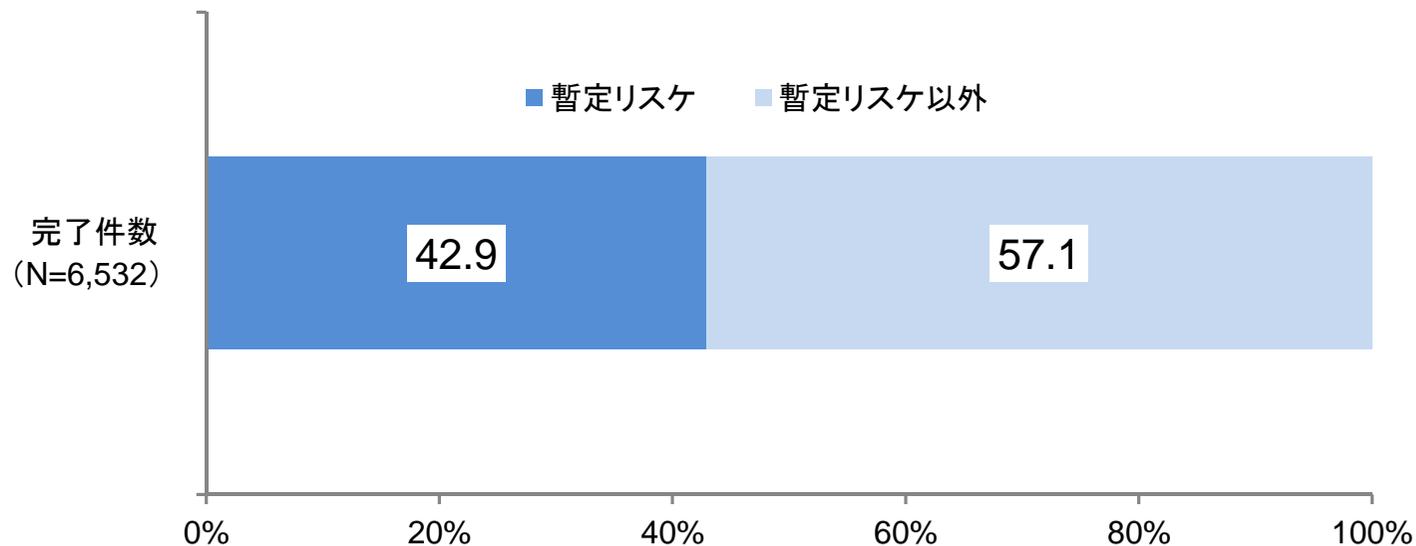


(出所)中小企業庁「中小企業再生支援協議会の活動状況について～平成27年度第3四半期～」

## (4) 再生支援協議会の支援状況(続き)

・2012年度～2014年度の計画策定完了案件6,532件中、暫定リスクが43%を占めた。

2012年度～2014年度計画策定完了件数  
(暫定リスクの割合)

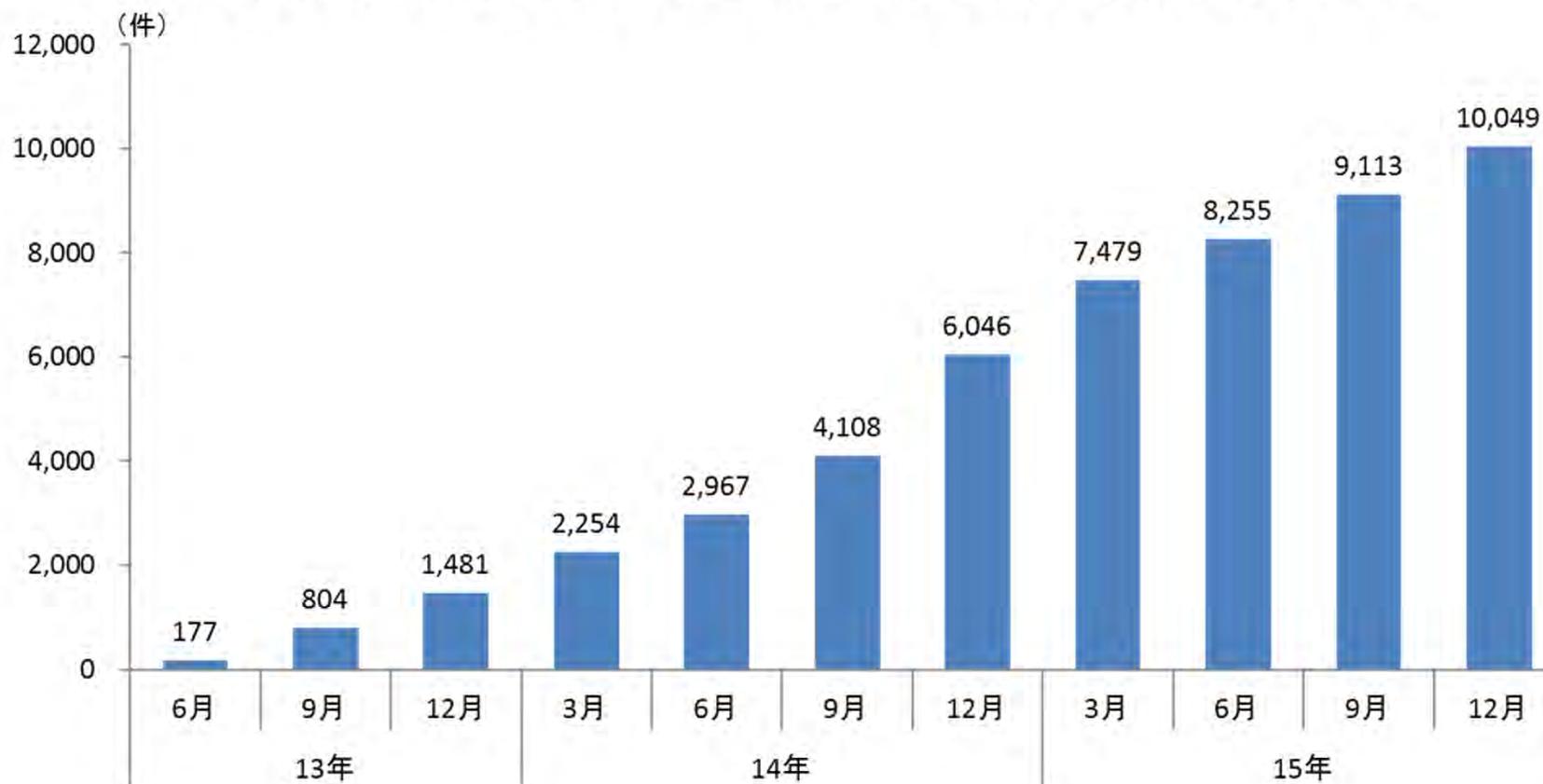


(出所)独立行政法人 中小企業基盤整備機構 中小企業再生支援全国本部「中小企業の事業再生と中小企業再生支援協議会」

## (5) 認定支援機関の支援状況

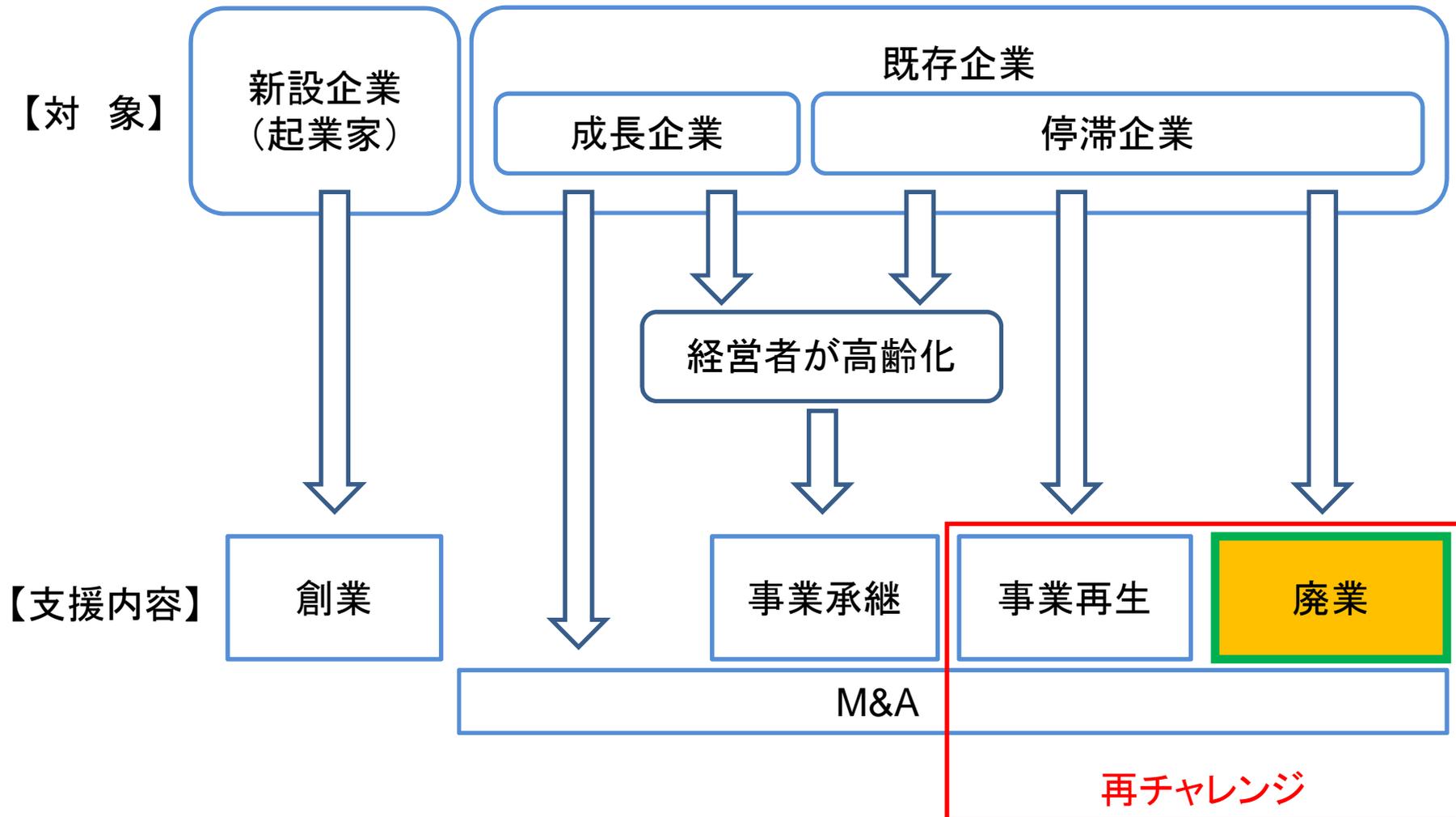
- ・認定支援機関による計画策定支援件数は累計1万件を超える。

「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」支援決定件数(累計)



(出所) 中小企業庁「中小企業再生支援協議会の活動状況について～平成27年度第3四半期～」

### 3. 廃業支援の状況

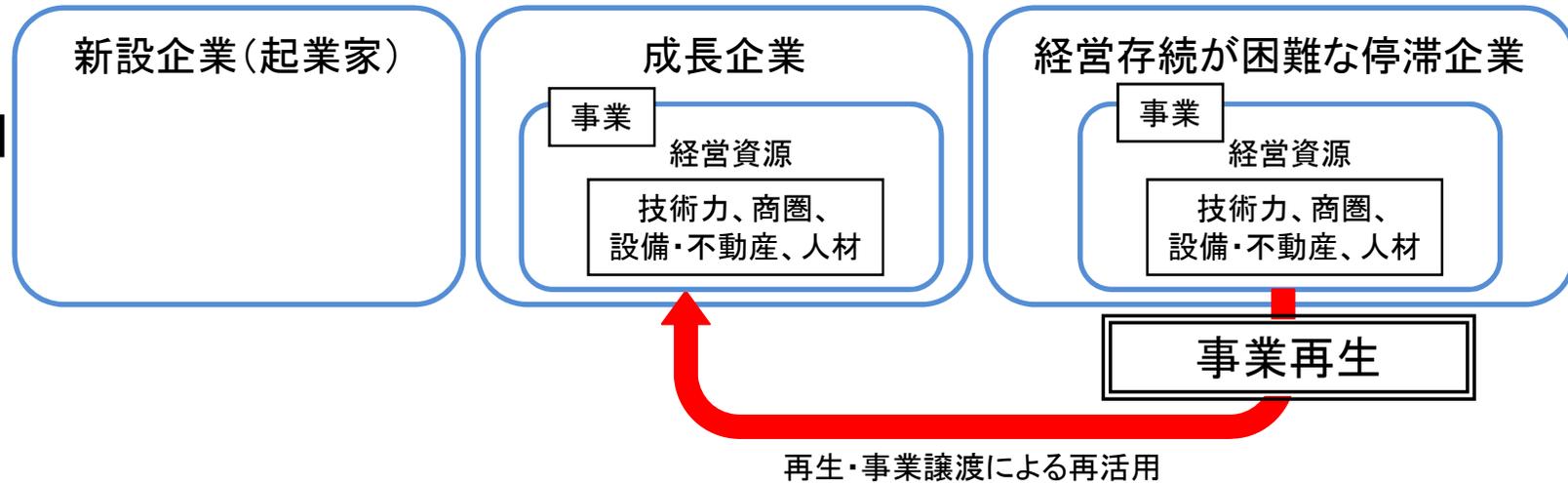


## (1) 中小企業の経営状況に応じた主な支援内容

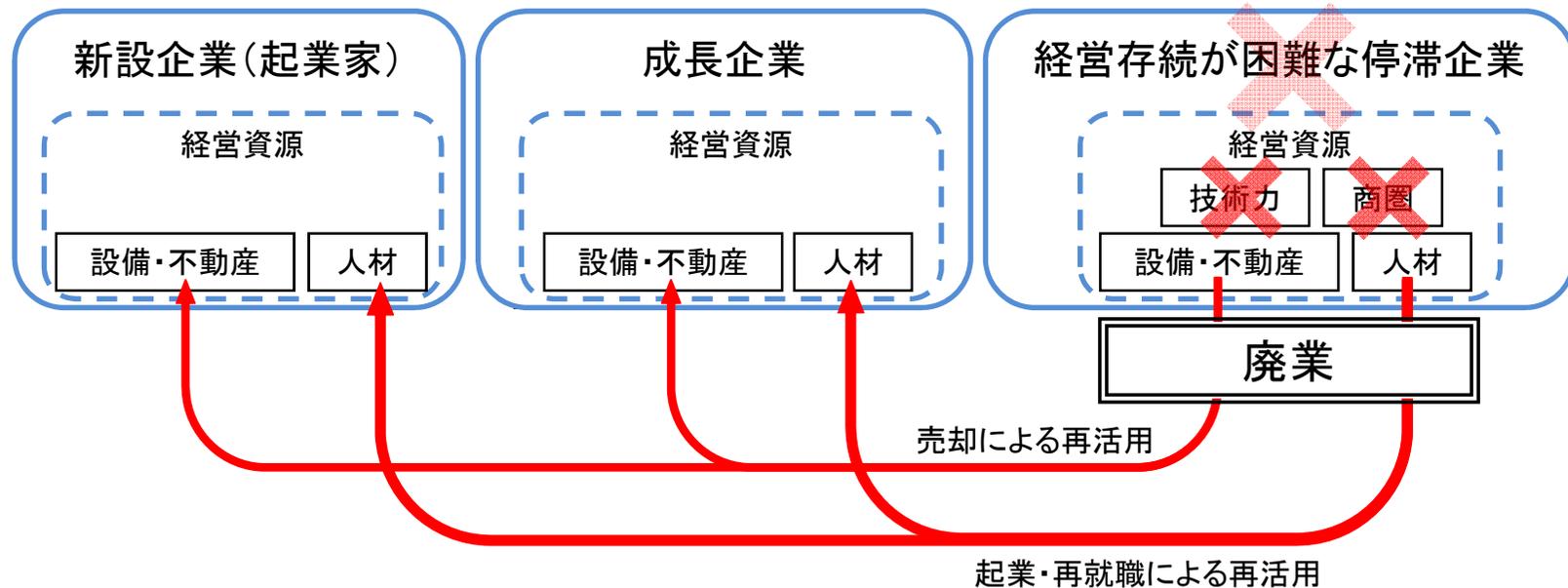
		キャッシュフロー	
		+	-
純資産	+	問題なし	通常の廃業
	-	事業再生 (経営者保証ガイドライン)	支援が必要な廃業

## (2) 経営資源の有効活用

【事業再生】



【廃業】



### (3) 開廃業の状況

- ・開業率・廃業率は、欧米主要国の半分程度またはそれ以下。

(%)

	開業率	廃業率
日本	5.2	3.8
米国	9.3	10.3
英国	13.7	9.6
ドイツ	8.5	8.1
フランス	15.3	11.1

(以下の資料等より算出)

日本: 厚生労働省「雇用保険事業年報」

米国: U.S. Small Business Administration「The Small Business Economy」

英国: Office for National Statistics「Business Demography」

ドイツ: Statistisches Bundesamt「Unternehmensgründungen, -schließungen: Deutschland, Jahre, Rechtsform, Wirtschaftszweige」

フランス: INSEE (国立統計経済研究所)

### (3) 開廃業の状況(続き)

## 「日本再興戦略」における廃業の位置づけ

日本再興戦略

【2013～2015】

日本産業再興プラン

【2016】

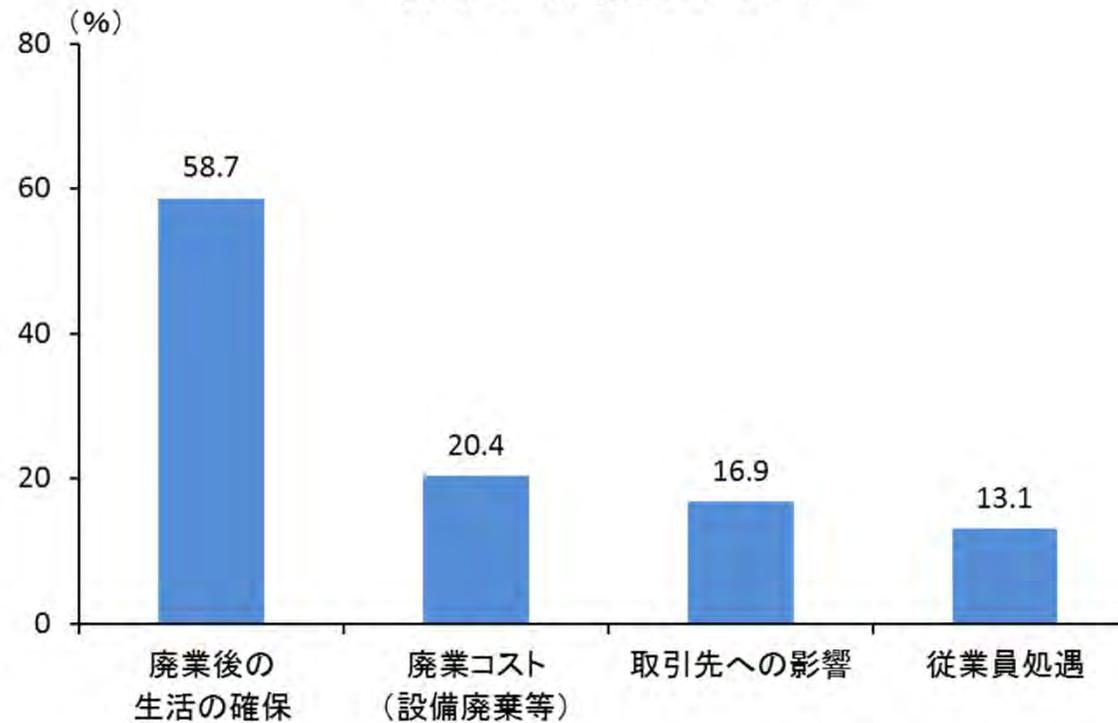
600兆円に向けた「官民  
戦略プロジェクト10」

開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開・廃業率（10%台）になることを目指す。

## (4) 廃業に関する懸念

- ・経営者にとって、廃業する場合の不安は、「生活資金」等。

廃業する場合の不安



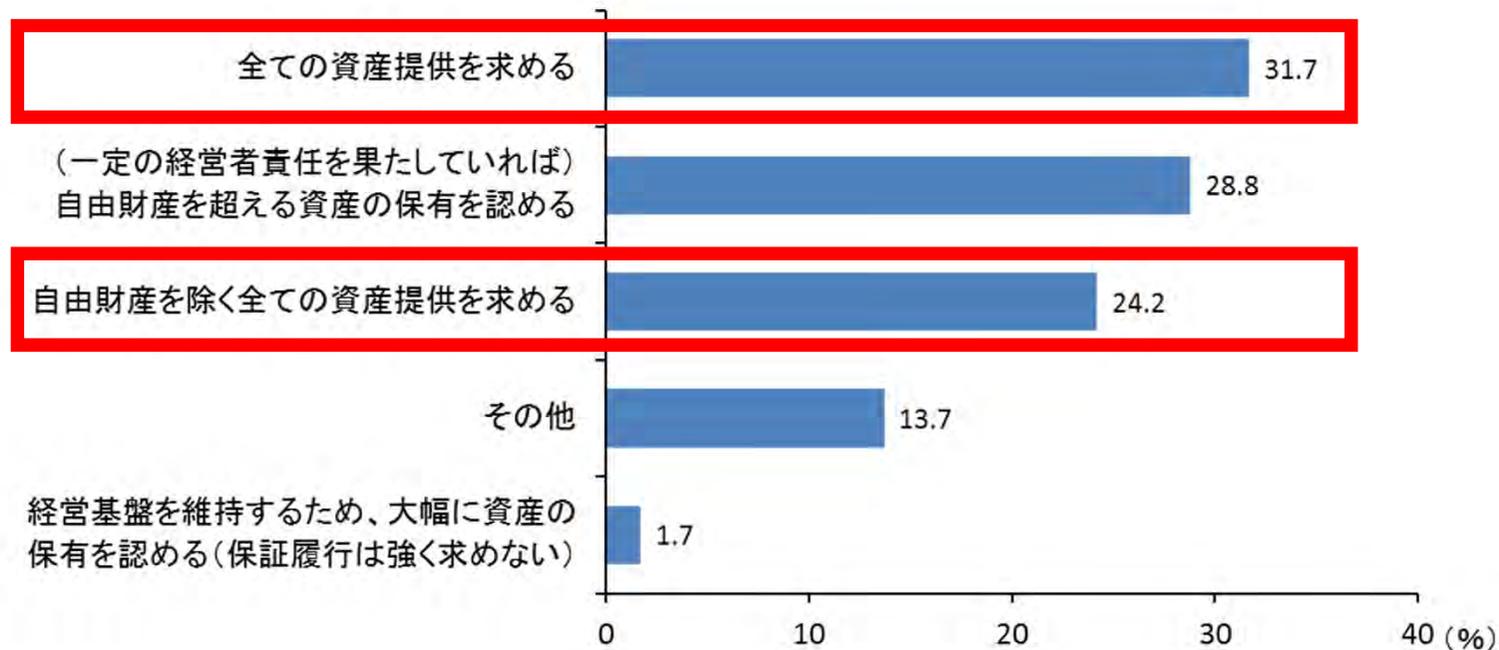
(出所) 事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会第3回配布資料「第2創業支援、廃業円滑化について」  
中小企業の事業承継に関する調査 (2014年2月、(株)野村総合研究所)

## 4. 経営者保証ガイドライン

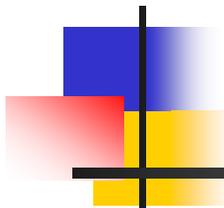
### (1) 保証債務履行時の問題

・過去において、金融機関は、経営者に対し、厳しい姿勢で保証債務履行を求めていた。

経営者がそのまま存続する場合、私財提供をどこまで求めるか



(出所) 中小企業庁委託「平成22年度個人保証制度及び事業再生に関する金融機関実態調査」  
(2011年3月、山田ビジネスコンサルティング株)



## (2) 経営者保証ガイドライン

・こうした状況の下、経営者保証ガイドラインが策定された。

2013年12月 経営者保証ガイドライン策定(2014年2月適用)

2014年 5月 **再生支援協議会**における経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理手順を策定

2014年10月 **REVIC**が経営者保証ガイドラインに基づき債務整理を行う特定支援業務を開始

2014年12月 日弁連が経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理の手法として**特定調停**スキームの手引を改定

## (2) 経営者保証ガイドライン(続き)

・経営者保証ガイドライン策定により経営者保証の柔軟な整理が可能に。

### ①保証債務の取扱い

破産または  
継続した支払い

⇒

保有資産を全て開示し、表明保証<sup>(注1)</sup>したうえで、保証債務を解除

### ②保証人の残存資産の範囲

自由財産<sup>(注2)</sup>  
またはそれ以下

⇒

自由財産 + 一定期間の生計費 + 華美でない自宅 +  $\alpha$

↑ ↑ ↑  
インセンティブ資産<sup>(注3)</sup>

### ③経営者の責任の在り方

経営から撤退

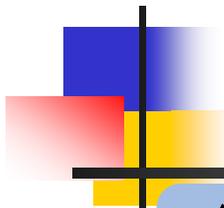
⇒

経営を継続するケースを許容

(注1) 全ての財産を開示した旨を表明・保証し、支援専門家が確認。表明保証後、新たな資産が判明した場合は、追加弁済を行う旨の契約を締結。

(注2) 破産の際に、債務の弁済に回らず、自分で自由に使うことができる財産。99万円以下の金銭および差押えが禁止された財産(衣類、家電等)。

(注3) 再生・廃業を早期に進めるインセンティブを与える資産。



## (2) 経営者保証ガイドライン(続き)

・経営者保証ガイドラインに基づく債務整理には、保証人、債権者ともにメリットがある。

### ○保証人のメリット

- ・破産の回避(事故情報に登録されず、事後の契約等に支障がない)
- ・早期処理によるインセンティブ資産の残存
- ・財産評定<sup>(注)</sup>後の収入の確保

### ○債権者(金融機関)のメリット

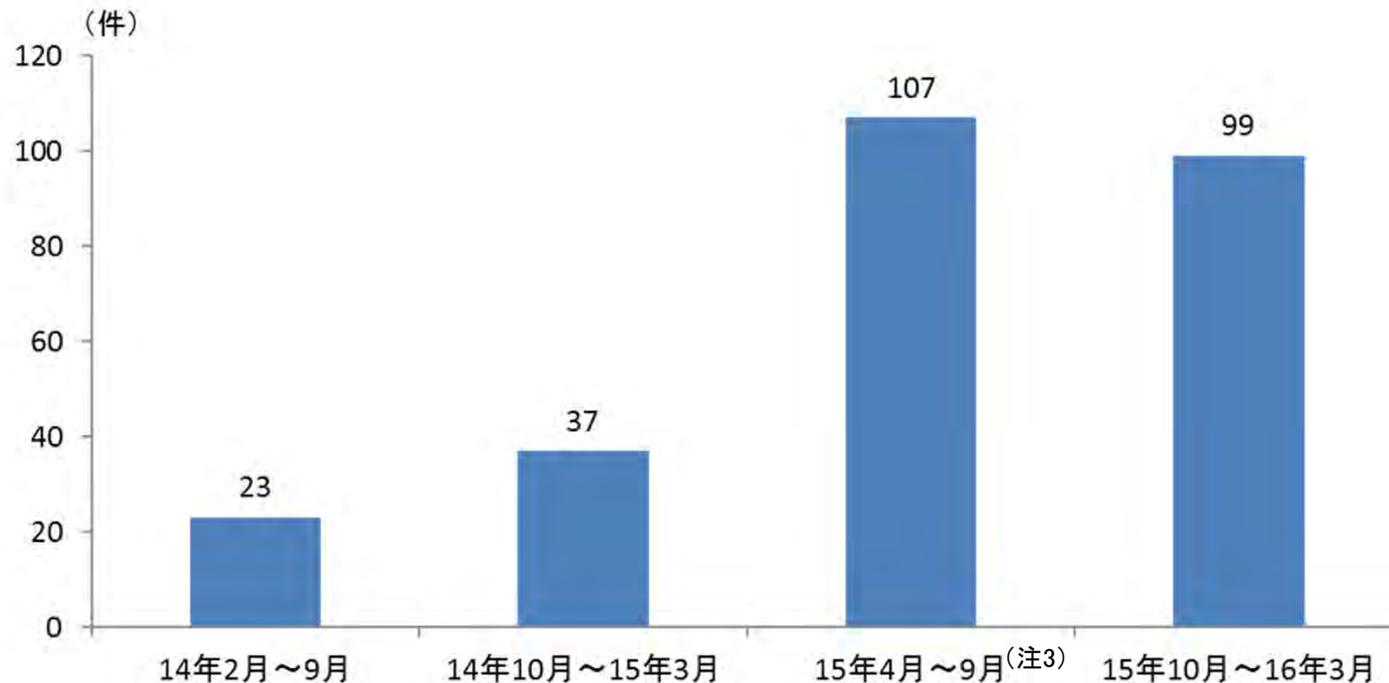
- ・早期処理による弁済額の増加
- ・整理進捗による管理コストの削減
- ・税務上の取扱いの明確化
- ・保証人等の協力による回収の向上

(注)再生手続が開始された後に、債務者に属する一切の財産について、再生手続開始時における価額を評定するもの。

## (2) 経営者保証ガイドライン(続き)

・経営者保証ガイドラインの活用実績は、徐々に増えているが、取組み先は一部にとどまる。

民間金融機関<sup>(注1)</sup>における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績  
(メイン行<sup>(注2)</sup>としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数)



(注1) 主要行等、その他銀行、地域銀行、信用金庫、信用組合。

(注2) メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。

(注3) 2015年4月以降の件数は、金融機関からの報告対象を明確化(中小企業向けに限定)したことから、2015年3月以前の件数とは集計対象が一部変更となっている。

(出所) 金融庁「『経営者保証に関するガイドライン』の活用実績等について」

### (3) 経営者保証ガイドラインの活用事例

#### 経営者保証ガイドラインの活用事例(保証債務整理)

支援機関等	金融機関	業種	会社整理等	スポンサーの有無	経営者の残存資産
REVIC (特定支援業務)	地域銀行	小売業	会社は、新会社に不動産を譲渡後、特別清算	無し	生計費、自宅
	地域銀行	小売業	会社は、スポンサー企業に事業譲渡後、特別清算	有り	生計費等
	信用金庫	印刷物関連事業	会社は、不動産等を売却後、廃業	無し	生計費等
	その他	小売業者の協同組合	組合は、廃業	無し	自由財産、事業用資産
再生支援協議会	地域銀行	小売業	会社は、新会社に事業譲渡後、特別清算	無し	生計費、医療費等
	地域銀行	—	会社は、新会社に事業譲渡後、特別清算	有り	自由財産、生計費、介護費用等
	地域銀行	小売業	会社は、スポンサー企業に事業譲渡後、特別清算	有り	自由財産、生計費、保険
	地域銀行	建設業	会社は、特定調停により債務整理	無し	自由財産
	地域銀行	スポーツ施設運営業	会社は、スポンサー企業に事業譲渡後、特別清算	有り	自由財産、生計費、介護費用
	地域銀行	観光関連業	会社は、再生ファンドの支援を受け存続	無し	自由財産、生計費、自宅、保険
再生支援協議会 および特定調停	地域銀行	製造業	会社は、新会社に事業譲渡後、特別清算	無し	自由財産、生計費、自宅、医療費等
特定調停	地域銀行	建設業	会社は、破産	無し	生計費、自家用車
	その他	飲食業	会社は、新会社に事業譲渡後、特別清算	有り	自由財産、生計費
事業再生ADR	地域銀行	宿泊業	会社は、スポンサー出融資を受け、不動産を売却して存続	有り	自由財産、自宅、保険
その他	地域銀行	—	会社は、民事再生	有り	自由財産、自宅

(出所)「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集(金融庁、平成27年12月改訂版)を基に作成

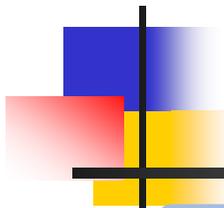
## (4) 経営者保証ガイドラインと支援機関等

### 中小企業の再チャレンジ支援に関する主な制度の比較

	REVIC (特定支援業務)	再生支援協議会	特定調停
根拠法	株式会社地域経済活性化支援機構法	産業競争力強化法	特定調停法 (民事調停法)
申込(申立)要件	金融機関、主債務者(事業者)、 経営者(保証人)が連名で申込み	金融機関または経営者(保証人)が申込み	支払不能、債務超過のおそれがある経営者(保証人)が申立て
申込(申立)先	REVIC	各都道府県の中小企業支援協議会	簡易裁判所
主債務の存在	主債務の存在が前提 (のみ型 <sup>(注)</sup> は不可)	のみ型 <sup>(注)</sup> が可能	のみ型 <sup>(注)</sup> が可能
事業の取扱い	事業再生は求めているが、 経営者には再チャレンジの意欲が必要	一体型 <sup>(注)</sup> の場合は事業再生が必要	一体型 <sup>(注)</sup> について事業を破産等の法的整理で処理することが可能
調整する債権者の範囲	金融機関のみ	金融機関のみ	金融機関に加え、一般大口債権者を含める場合もある
出融資等	債権の買取り(1先は必須) 出融資等を行わない	買入れ、出融資、保証の機能はない	買入れ、出融資、保証の機能はない
デューディリジェンス費用	原則、債務者負担	一体型 <sup>(注)</sup> の場合は補助金を利用可能	債務者負担

(注)「一体型」とは、主たる債務(企業債務)と経営者の保証債務を一体で整理する手法。

「のみ型」とは、主たる債務(企業債務)が既に整理済みとなっており、経営者の保証債務のみを整理する手法。



## 5. パネルディスカッションの論点

経営者保証ガイドラインに基づく債務整理に向けた課題

- (1) 金融機関にとっての意義・経済合理性
- (2) 債権者の合意の形成
- (3) 動かない経営者への働きかけ